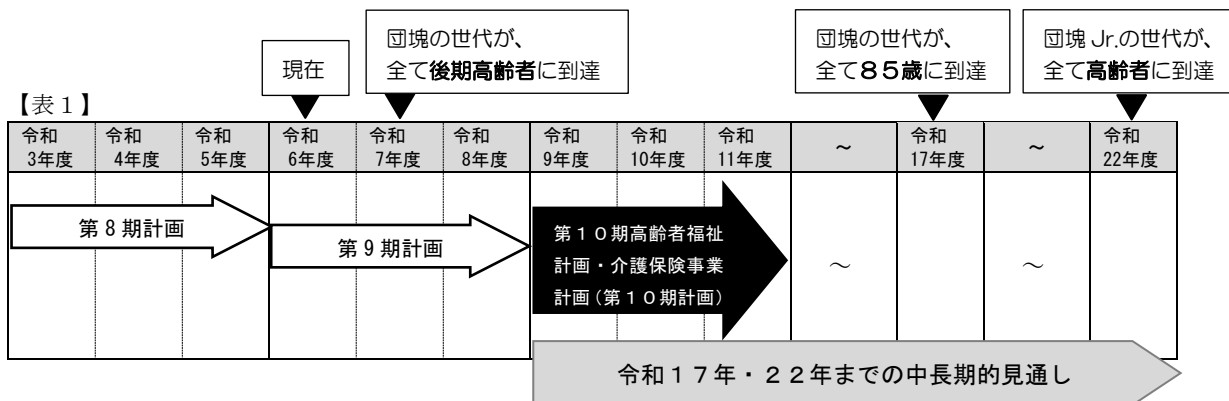


第10期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の方向性について

1 計画期間

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」、及び介護保険法（第117条）に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定し、「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携しています。

第10期計画の計画期間は令和9年度から令和11年度の3か年です。



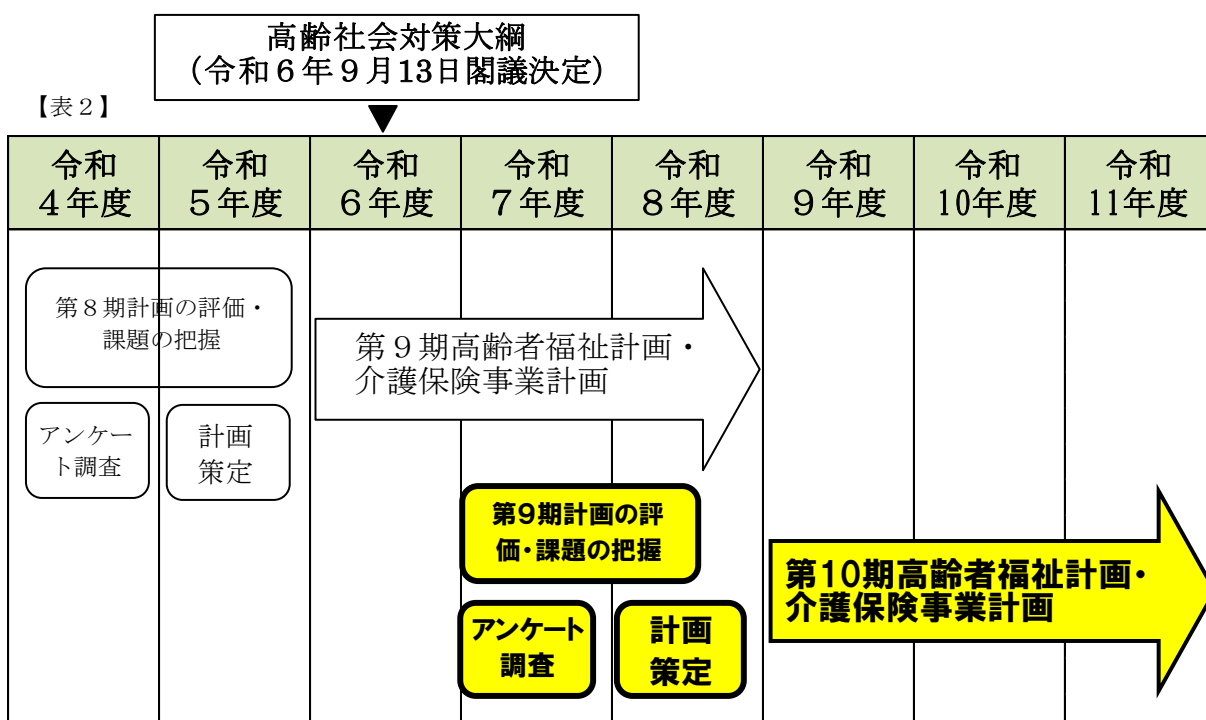
2 現行計画（第9期計画）

第9期計画では、令和7年以降の社会情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って「地域包括ケアシステム」の深化・推進に継続して取り組んでいます。

3 第10期計画策定の方向性

(1) 策定の進め方

第10期計画の策定にあたっては、国の「高齢社会対策大綱」及び、「(仮称)茅ヶ崎市実施計画2030」の策定方針等を踏まえるとともに、第9期計画の評価・検証を行いながら、アンケート調査を令和7年度に実施したうえで進めていきます。



(参考) 高齢社会対策大綱(令和6年9月13日)における基本的考えと分野別の基本的施策について(参考資料参照)

基本的考え方

高齢社会をめぐる様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していくため、以下の3つの基本的な考え方にとっとり、高齢社会対策を推進する。

- (1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
- (2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
- (3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

分野別の基本的施策

1 就業・所得

- (1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備
- (2) 公的年金制度の安定的運営
- (3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

2 健康・福祉

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 健康づくりの総合的推進 | (2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実 |
| (3) 持続可能な高齢者医療制度の運営 | (4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進 |
| (5) がん対策の推進 | (6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備 |
| (7) 身寄りのない高齢者への支援 | (8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進 |
| (9) 加齢による難聴等への対応 | |

3 学習・社会参加

- (1) 加齢に関する理解の促進
- (2) 高齢期の生活に資する学びの推進
- (3) 地域における社会参加活動の促進

4 生活環境

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 豊かで安定した住生活の確保 | (2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 |
| (3) 金融経済活動における支援 | (4) 消費者被害の防止 |
| (5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策 | (6) 情報アクセシビリティの確保 |
| (7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化 | (8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策 |
| (9) 成年後見制度の利用促進 | |

5 研究開発・国際展開等

- (1) 高齢社会に資する研究開発等の推進
- (2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への見等の発信

※高齢社会対策大綱は、経済社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年を目途に見直されます。

(2) 第9期計画の評価・課題の把握

本計画については、年度ごとに事業の進捗状況等を管理し、各事業の進捗状況の確認と評価を実施しています。それぞれの事業の評価等を基に課題等を把握し、次期計画策定につなげていきます。

(3) 第10期計画策定に係るアンケート調査の方向性

本アンケート調査は、主に高齢者を調査対象とし、高齢者の状態や、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの利用状況・利用意向、サービスに対する要望や課題などを把握するとともに、高齢者の介護予防・健康づくり、日常生活、生きがいづくりなどを調査し、令和9年度～11年度を計画期間とする第10期計画策定の基礎資料とします。

なお、アンケートの調査項目については、第9期計画策定時のアンケートをベースに設定します。

(参考) 第9期計画策定に係るアンケート調査

令和4年11月～12月に実施した、第9期計画策定時のアンケート調査の内容は【表3】のとおりです。

【表3】

	一般高齢者個別調査	要支援・要介護認定者個別調査(在宅)	要支援・要介護認定者個別調査(施設)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査対象者	令和4年10月時点で満65歳以上の市民の方(要支援・要介護認定者を除く) ※無作為抽出	令和4年10月時点で、要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方 ※無作為抽出	令和4年10月時点で、要介護・要支援の認定を受け、施設サービス等を利用している方 ※無作為抽出	令和4年10月時点で満65歳以上の方 ※無作為抽出
調査対象者数	2,250人	2,875人	500人	2,375人
調査方法	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
調査項目	記入者等について	記入者等について	回答者(調査対象者)について	対象者について
	回答者(調査対象者)について	回答者(調査対象者)について	日常生活について	家族や生活状況について
	健康状態について	日常生活について	介護保険について	からだを動かすことについて
	運動について	住まいについて	自由回答	食べることについて
	食生活や口腔について	防災について		毎日の生活について
	介護予防事業について	介護者について		地域での活動について
	日常生活について	介護保険について		たすけあいについて
	社会参加について	今後の「支え合い」のあり方について		健康について
	今後の「支え合い」のあり方について	自由回答		認知症にかかる相談窓口の把握について
	住まいについて			
	防災について			
	介護保険について			
	自由回答			

(4) 認知症施策推進計画

令和6年1月に「共生社会実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」が施行され、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会を実現するための取組が進められています。認知症基本法では、市町村が「市町村認知症施策推進計画」を作成するよう努めなければならないとされており、市町村は地域の実情や特性に即した多様な取組を実施する必要があります。

第10期計画の策定にあたっては、認知症施策推進計画を兼ねることを検討していきます。

4 今後のスケジュール (予定)

令和7年度

7月	計画作成支援業務委託事業者の選定
9月	アンケート（案）の作成 第1回推進委員会
11～12月	アンケート実施
1月～2月	アンケート結果報告書（案）の作成
3月	第2回推進委員会 アンケート結果報告書を公表

令和8年度

	※令和8年度推進委員会の開催時期及び開催回数は未定です。
9月	推進委員会より市長へ答申 第10期計画（素案）作成
11～12月	パブリックコメント
1月	第10期計画（案）作成
3月	第10期計画策定